

11/25 から 12/1 は



「犯罪被害者週間」です

毎年、犯罪被害者基本法の成立日である 12 月 1 日以前の 1 週間を「犯罪被害者週間」としています。

もしも、自分自身や周囲の人が犯罪被害に遭ってしまったら・・・
犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、
事件が解決した後も様々な問題を抱えることになります。

犯罪被害に遭った人が一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるように、この機会に犯罪被害について家族で、地域で、みなさんで考えてみませんか。



犯罪被害にあうと、どんな状況になるのでしょうか？

犯罪からはさまざまな被害が生じます。けがや生命の危険など、本人のみならずその家族が大変つらい思いをすることになります。

さらに、犯罪被害者やその家族の方々（以下「犯罪被害者等」と言います）は、犯罪という一次被害に加えて、周囲からの心ない言動等、二次被害に苦しめられることもあります。

犯罪被害者等が傷つき苦しんでいる時は、まわりの人々の支えが大きな助けや支えになります。

心理的苦痛

事件の記憶がよみがえり、怒りや不安が抑えきれず、気分が落ち込み急に涙が出るなどします。



経済的苦痛

治療費やカウンセリング料、裁判費用など突発的な費用が発生します。失職する場合もあります。



身体的苦痛

心身に大きなダメージを受け、不眠などの後遺症や最悪の場合、生命を失うこともあります。



社会的苦痛

まわりの人からの噂やいやがらせ、配慮のない報道などにより、誰も信じられなくなります。



八尾市犯罪被害者支援のための総合相談窓口

犯罪の被害に遭われたことが原因で日常生活などにお困りの際は、一人で悩まずに、まずはご相談ください。



八尾市 危機管理課

八尾市本町一丁目1番1号（八尾市役所 6 階）

TEL (072) 924-3817/FAX (072) 924-3968